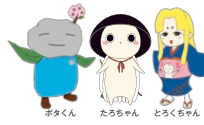


令和7年大町町 ごみ分別カレンダー



使用期間

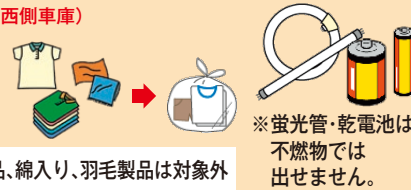
令和7年1月1日～12月31日

年始(1月1日～1月3日)は
すべてのごみ収集が休みです。

蛍光灯・乾電池・古着

(役場駐車場西側車庫)

常設資源物ステーションで回収しています。
電気店からの持込は産業廃棄物となる
ため出すことができません。



小型家電・使用済み充電式電池(リチウムイオン電池など)

回収日時

庁舎
開庁時

平日の
8時30分～17時



ご家庭から捨てられている小型家電には、金や銀などの貴金属やレアメタルが含まれています。町民課と大町町公民館に設置した回収用コンテナで使用済小型家電を回収しています。

使用済み充電式電池(リチウムイオン電池など)は、発熱・発火するおそれがあることから、町民課で引き取ります。「燃えるごみ」や「燃えないごみ」などの袋に入れて出さないでください。また、乾電池の回収ボックスにも入れないでください。

さが西部クリーンセンターのご案内 ☎0955-26-2333

直接搬入における利用時間及び手数料(一般家庭用)

利用
時間

月曜～土曜
祝日
第2日曜日

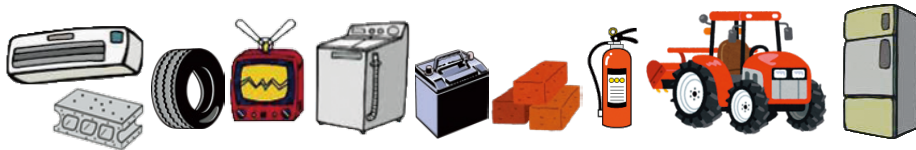
9時～16時

手数料

令和7年3月まで	
10kgまで	80円
10kg増すごとに80円を加算	
令和7年4月から	
50kgまで	500円
10kg増すごとに100円を加算	

町では収集しないもの

- タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、コンクリート製品、レンガ、瓦、土石類、建築廃材、農薬、大型農機具、農業用廃ビニール、漁網、海苔網、塗料缶等中身の入った容器類は、産業廃棄物となります。
- 家電リサイクル品目(エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫など)の処分は、リサイクル料金が発生します。詳しくは、電気店などにおたずねください。



区分	曜日	内容・種類	守るべきこと
燃えるごみ	毎週 月・火・木・金曜日 ※各地区の収集日は 表面に記載		・生ごみは、水をよく切ってから出す。 ・紙おむつは、できるだけ汚物を取り除く。 ・プラスチック製の物も「燃えるごみ」として出す。 ・指定袋に入らない発泡スチロールは、割ってから入れてよい。 ・ライターは、必ず使い切り、ガス抜きをしてから出す。 ・袋が破れない程度の重さで出す。(片手で持てる重さが目安)
燃えないごみ	毎月 第1・第3水曜日		・「アルミ缶」「スチール缶」「びん」は専用の袋で出す。 ・スプレー缶は、必ず使い切って穴を開け、ガス抜きをしてから出す。 ・割れたガラス類など危険なものを出すときは、新聞紙などに包んでから出す。(燃えないごみ袋の表に「ワレモノ有り」等を記入する。) ・ガラス瓶、缶は中身を取り除いて出す。 ・プラスチック製のものは「燃えるごみ」として出す。 ☆ 蛍光灯・乾電池は燃えないごみで出せません。 ただし、割れた蛍光灯は、燃えないごみで出してください。
カン	毎月 第1水曜日		・飲料用及び食品用のカン類を出す。(ツナ缶やペットフードのカンなど油の成分が付着したものは拭き取ってから出す。) ・必ず中身を取り除いて、水で洗ってからつぶさずに出す。 ・タバコの吸殻などは、絶対に入れない。 ・スプレー缶は、「燃えないごみ」で出す。 マークを確認する。
びん	毎月 第2水曜日		・飲料用及び食品用のびん類を出す。化粧品の瓶、コップ等のガラス製品は「燃えないごみ」へ ・タバコの吸殻などは、絶対に入れない。 ・びんは、キャップを必ずはずして出す。 ・必ず中身を取り除いて、水で洗ってから出す。 ・取れるラベルは取り、取れないラベルはそのままでよい。
ペットボトル	毎月 第4水曜日		・ペットボトルはラベルとキャップを取り、つぶさないで出す。 ・必ず中身を取り除いて、水で洗ってから出す。 ・外したキャップとラベルは、「燃えるごみ」で出す。 ・汚れのひどいものは、「燃えるごみ」で出す。 ・タバコの吸殻などは、絶対に入れない。 ・容器包装プラスチックの袋でも可。
古紙	毎月 第4水曜日	段ボール ○平らにくずして ひもで十字にしぼる。 ○紙箱をいっしょに 入れない。 新聞 ○ひもで十字にしぼる。 (広告や折り込みチラシは、 別にしぼる。) 紙箱 (紙製の容器包装) ○平らにくずしてひもで 十字にしぼる。 (包装紙も一緒によい) 書籍・雑誌・雑紙類 ○ある程度大きさをそろえて ひもで十字にしぼる。 牛乳パック ○洗って開いて乾かす。 ○ひもで縛るか 紙袋を利用する。 	古紙は役場西側の常設資源物ステーションでも回収しています。開設時間8:30～19:00
粗大ごみの持込	毎月 第1・第3日曜日 8:30～12:00	 ※事業所から出たごみは出せません	・原則、一品につき1枚の粗大ごみシールを貼って出す。 ・大きさは1.5m×1m×2mまで。それより大きいものは切断するなどして出す。 詳しくは、(有)大町環境整備まで お問い合わせください ☎82-4177